

入札等についての注意事項

1 買受人の制限

国税徴収法第92条の規定により、滞納者及び徴収関係職員は直接、間接を問わず入札をすることはできません。また、国税徴収法第108条の規定により、公売の参加を制限することがあります。

2 公売保証金の納付

入札に際しては、必ず公売保証金を売却区分番号ごとに現金又は小切手(銀行又は信用金庫の振り出しにかかるもの、あるいはこれらの金融機関の支払保証のあるもの)で、各出納担当者まで事前に納付してください。

公売保証金の納付と引き換えに、「入札書」及び「公売保証金一時保管証」を交付します。

3 入札

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧した上で入札してください。なお、不動産の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- (2) 法人名で入札する場合には、入札書の提出を行う方が代表権限を有することを証する書面(商業登記簿等)を入札に先立って提示してください。
- (3) 代理人(法人名で入札する場合において、代表権限を有しない方が入札される場合も同様。)が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。
- (4) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引き換え、変更、取り消しはできません。
- (5) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正・抹消はしないでください。書き損じたときは、書き損じた入札書と引き換えに新しい入札書を交付しますので、書き直してください。入札価額を訂正したものは、無効となります。
- (6) 同一売却区分番号について、同一人が2枚以上の入札書を提出することはできません。この場合、当該入札書はいずれも無効となります。
- (7) 入札書には住民票登録上の住所、氏名(法人においては、商業登記上の所在地、商号)を正しく記載してください。架空の名義又は他人の名義を使用すると、公売の参加について制限を受けることとなります。
- (8) 数人が共同して入札する場合には、共同入札人各人の住所(所在地)及び氏名(商号)を連署した上、各人の持分を明記してください。

4 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

5 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札価額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者に対して行います。

6 次順位買受申込者の決定

次の要件を満たす入札者から次順位による買受けの申し込みがあるときは、その方を次順位買受申込者とします。

- (1) 入札価額が見積価額以上である。
- (2) 入札価額が最高価額に次いで高価である。
- (3) 入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した額以上である。

7 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札をすることがあります。

8 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行います。

追加入札は、開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により下記の期日で実施します。

追加入札場所: 佐伯市役所4階 401会議室

追加入札日時: 令和8年9月15日 午前9時00分

売却決定場所: 佐伯市役所4階 401会議室

売却決定日時: 令和8年10月6日 午前9時00分

買受代金納付期限: 令和8年10月6日 午後3時00分

追加入札の価額がなお同額の場合は、くじで最高価申込者を決定します。なお、次の事項に該当する場合は、国税徴収法第108条の規定により、今後の公売の参加を制限することがありますので御注意ください。

- (1) 追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合。
- (2) 追加入札をすべき方が入札をしない場合。

9 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に「公売保証金一時保管証」と引き換えに返還します。ただし、次順位買受申込者については、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

10 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時(令和8年10月5日午前9時00分)に最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

11 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限(令和8年10月5日午後3時00分)までに、買受代金の全額(公売保証金は買受代金の一部とみなします。)を売却区分番号ごとに現金又は小切手(銀行又は信用金庫の振り出しにかかるもの、あるいはこれらの金融機関の支払保証のあるもの)で、各出納担当者に納付してください。

12 権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得しますが、佐伯市は引渡しの義務を負いません。

また、買受代金納付後に生じた財産のき損及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

13 権利移転の手続等

買受人は、市長に対し「所有権移転登記請求書」を提出し、権利移転手続をしてください。なお、権利移転等に係る費用(移転登記の登録免許税及び嘱託書の郵送料等)は、買受人の負担となります。

14 売却決定の取消し

次の事項に該当する場合は、売却決定を取消します。

- (1) 滞納金額等の完納の事実が買受代金納付前に証明されたとき。
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき。

(4) 国税徴収法第114条の規定により、買受申込等の取消しがされたとき。

15 不動産公売における暴力団員等の買受け防止措置について

- (1) 公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ、入札等をすることができません。
- (2) 公売不動産の売却決定の日が、公売期日等から起算して7日を経過した日から、最大21日を経過した日になります。
- (3) 最高価申込者(その者が法人である場合には、その役員)又は自己の計算において最高価申込者等に入札等をさせた者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当する場合には、最高価申込者等の決定を取り消されることがあります。
- (4) 入札等をしようとする者が、虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

16 その他

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しない場合、あるいは、公売に際して不正及び妨害等の事実がある場合には、それらの者が納付した公売保証金は返還されず、今後の公売の参加を制限することがあります。